定　　款

株式会社　稲 葉 製 作 所

令和　４年１０月２１日
定　　款　　変　　更

定　　款

第１章　総　則

（　商　　号　）

第１条　当会社は、株式会社稲葉製作所と称し、英文ではＩＮＡＢＡ　ＳＥＩＳＡＫＵＳＨＯ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ．と表示する。

（　目　　的　）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）オフィス家具等の製造及び販売

（２）鋼製物置等の製造及び販売

（３）各種プレス加工

（４）物置及び家具の賃貸業

（５）発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給・販売に関する事業

（６）前各号に附帯する一切の業務

（　本店の所在地　）

第３条　当会社は、本店を東京都大田区に置く。

（　機　　関　）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（　公告方法　）

第５条　当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第２章　株　式

（　発行可能株式総数　）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、４０００万株とする。

（　自己の株式の取得　）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（　単元株式数　）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（　単元未満株式についての権利　）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（　株主名簿管理人　）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（　株式取扱規則　）

第１１条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（　招集の時期　）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年１０月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（　定時株主総会の基準日　）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年７月３１日とする。

（　招集権者および議長　）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

（　電子提供措置等　）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（　議決権の代理行使　）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（　決議の方法　）

第１７条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（　議事録　）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（　員　　数　）

第１９条　当会社の取締役は、１２名以内とする。

（　選任方法　）

第２０条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（　任　　期　）

第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（　代表取締役および役付取締役　）

第２２条　取締役会はその決議により、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

②　取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長および専務取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

（　取締役会の招集権者および議長　）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

（　取締役会の招集通知　）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（　取締役会の決議方法　）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（　取締役会の議事録　）

第２６条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録に記

載または記録し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行うものとする。

（　取締役会規則　）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（　報酬等　）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（　取締役の責任免除　）

第２９条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（　員　　数　）

第３０条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（　選任方法　）

第３１条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（　任　　期　）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（　常勤の監査役　）

第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（　監査役会の招集通知　）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（　監査役会の決議方法　）

第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。

（　監査役会の議事録　）

第３６条　監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行うものとする。

（　監査役会規則　）

第３７条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（　報酬等　）

第３８条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（　監査役の責任免除　）

第３９条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　算

（　事業年度　）

第４０条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年とする。

（　剰余金の配当の基準日　）

第４１条　当会社の期末配当の基準日は、毎年７月３１日とする。

（　中間配当　）

第４２条　当会社は、取締役会の決議により、毎年１月３１日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（　配当金の除斥期間等　）

第４３条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。なお、未払期末配当金および未払中間配当金には利息をつけないものとする。

附　則

（　電子提供に関する経過措置　）

1．施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。